

**「足立区防災まちづくり基本計画改定案」に関する  
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について**

**1 パブリックコメントの状況**

**(1) 実施期間**

令和3年11月1日（月）～令和3年12月1日（水）

**(2) 意見提出者数等**

① 意見提出者数・意見件数      2名・5件

② 提出方法

ア 区ホームページの意見受付フォーム      2名（5件）

イ Eメール      0名

ウ FAX      0名

エ 郵送      0名

オ 窓口への持参      0名

**2 意見の構成**

番号	内容	件数
(1)	第1章 震災対策	1
(2)	第2章 水害対策	2
(3)	第3章 職員の復興体制の整備	1
(4)	その他、災害対策	1
合計		5

### 3 意見の概要及び区の考え方

#### (1) 第1章 震災対策についての意見 1件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 消防水利に関すること		
1	6p 概要版、1 震災対策、4(4)消防水利の整備。 <u>施策指針の「災害時協力井戸の水質検査実施」は、消防水利とは言えないのではと疑問です。「深井戸の設置促進」なら分かりますが、災害時井戸は飲料水確保のためのもので、消防水利とは言えないのではないのでしょうか。</u>	<p>災害時協力井戸の登録は、飲料水の確保ではなく災害時の生活用水の確保を目的としております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、施策指標の表題を「消防水利等の整備」に修正させていただきます。</p>

#### (2) 第2章 水害対策についての意見 2件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 分散避難に関すること		
2	<p>今回の改正の防災・減災については改定の方向性は理解するところですが、過去の台風19号の対応を踏まえとされる部分について、幾つかの疑問があり質問させていただきます。</p> <p>61p 2章水害対策-2節地区レベルの対策-2(1)分散避難の周知徹底は、それ自体は国や都の姿勢と一致していますが、区単位で考えると<u>想定避難者30万人に対して多く見積もっても収容可能6万人とされ、それ以外の24万人の「分散避難」の実行性をどのように具現化されるのかが不明です。</u>例えば、3節3(1)の浸水水位表示の高さによるその表示地域の範囲や洪水ハザードマップの第2位順位0.5m~3mの高さの地域範囲からするとほとんどの一般住宅は「在宅避難」の選択肢がなくなるのではと思われます。また「縁故避難」とされる対象も台風の進路による被害想定からすると多くの場合は関東平野全体が被害地域となり縁故避難の選択も難しいものがあります。このようなことから、<u>区の保有する建物高さ資料等から実体として、実態として「避難者数の予測数」をどのように捉えた</u></p>	<p>はじめに、具体的な避難者数の予測についてお答えします。浸水深等に地域差があることや、区民の避難方法に関する実態把握などの課題があることから、今後、アンケート調査等により、詳細な避難者数の予測に努めてまいります。</p> <p>次に、コロナ禍における避難所運営については、都の「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を活用し、受付時の検温や手指消毒の徹底、発熱者用の居室を設けるなど、新型コロナウイルス感染症に留意した対応を引き続き実施してまいります。</p> <p>最後に、分散避難の実効性についてお答えします。荒川が氾濫する等大規模水害時には、区内ほぼ全域での浸水が予想され、洪水ハザードマップに記載されている浸水深が3m以上の地域については、マンション等の集合住宅にお住まいの方を除くと、「在宅避難」以外の避難方法を考える必要があると思われます。浸水しない高台に居住する親せきや知人宅等、「縁故等避難」</p>

No.	寄せられた意見の概要	区の方針
ア 分散避難に関すること		
2	<p>うえで、避難所の対策を進める意向なのか、が疑問です。単に声掛けだけの「分散避難」では災害時に予測を超える多数の避難者により混乱するのではと思います。区保有資料から具体的に避難者予測を推定し、コロナ対応を踏まえた都の指針を取り込むなどの考え方を示してください。</p>	<p>として幅広く避難場所をご検討いただき、早期に避難していただくことを区として推奨しております。</p> <p>なお、在宅避難や縁故等避難が困難な方が、区立小中学校等の水害時避難施設へ避難していただくこととなります。今後、イベント等でのリーフレット配付や避難所運営会議などで分散避難の周知を行うとともに、水害時避難施設の確保に努めていきます。</p>
イ 避難所運営の体制強化に関すること		
3	<p>63p 2章2節2(2) 避難所運営の体制強化。足立区は、台風19号に際して15時に区内全域の避難勧告が指示され3.3万人が避難されました。江戸川区は朝に荒川沿いの一部地域に避難勧告を指示し3.5万人が避難されています。その際、江戸川区は避難勧告発令前の時点で「避難所開設支援職員」に対して避難所配置を指示しており、参集率85%の職員が各避難所開設に従事し、3.5万人の避難者に対して職員5,763名が開設等に従事、平均して職員一人当たり20名の避難者の対応をしています。それに比較して、足立区は本木小学校など1000人以上の避難者が来ていた所もあり、その対応は惨めなものとなっていました。それらの結果を踏まえたはずの「避難所運営の体制強化」は、「地域と区職員の意思疎通が不十分、対応ルールがなかった」と言った文言で終わっていますが、もう少し明確な実態経緯を明記してそれらをどのように検証したかを記述することが必要と思えます。</p> <p>そして、その中で「避難所運営手順書」が示され、そのことによりルールが整備されたかのように感じている。しかし「避難所運営組織」が示す全体組織の主体は「避難所運営会議」になっています。避難所の運</p>	<p>はじめに、令和元年台風第19号時の実態経緯についてお答えします。当時の避難所運営から見た主な課題や区の方針を、以下のとおり精査しました。</p> <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区職員の人員不足・知識不足</li> <li>・ 地域住民・学校関係者と区職員の意思疎通が不十分</li> <li>・ 避難者受け入れ居室の設定や食料・毛布等備蓄物品の配布方法など避難所の共通ルールがない など</li> </ul> <p>上記を受けて、水害時にスムーズに避難所開設・運営を行うため、区の方針を次のとおり決めました。</p> <p>【区の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難所立ち上げから運営、閉鎖までの手順や統一ルール、対応方針を記載した「水害時避難所運営手順書」の策定</li> <li>② 水害時の避難所運営は、区職員のほか避難所運営会議および学校関係者の3者で行う体制の確立</li> </ol> <p>なお実態経緯や課題を踏まえた検証結果等については「水害時避難所運営手順書」</p>

No.	寄せられた意見の概要	区の方針
イ	避難所運営の体制強化に関すること	区の方針
3	<p>営が円滑になされるように事前に地域の町会等役員が支援する意味で避難所運営会議が設けられているのであり、避難所そのものは「避難者が組織する本部」を避難者自らがその任に当たり、行政職員と円滑な関係性の中で運営されるものとなっている。これは、<u>2016年内閣府「避難所運営ガイドライン」、2018年都「避難所管理運営の指針」</u>など、従来から繰り返し明示されており、<u>国内の全ての市区町村の避難所運営マニュアルがそのような仕組みとなっており、にも関わらず、これら指針を踏まえておらず地域防災計画の考え方に相違しています。とりわけ、地域の町会等役員(高齢者が多い)を【避難所運営従事者】として様々な役務を区職員以上に割り振り、さらに避難所開設の5時間前に集合することをあたかも当然のルールとして今回の基本計画に繰り込むのは、災害対策基本法の法理に反していると言えます。このことは、「避難所運営開設手順書」が外部委託により作成され、災害対策基本法に基づく従来からの国や都の示す地域防災計画の指針等をほとんど参照することなく、しかも区内各地域で検討された形跡もなく、一方的な説明会で終始したことが根底にあり法理に反したものになったと思われる。これらの経緯を顧みることなく、防災まちづくり基本計画の中で既成事実化され、<u>各町会自治会役員に「避難所開設と運営」の役務を強いる内容が定着すると国と都の指針と外れるばかりか「防災まちづくり基本計画」全体の理念から見直しを必要とするものとなるのではと懸念されます。</u></u></p>	<p>に記載しているため、本計画には記載いたしません。</p> <p>次に、内閣府のガイドラインや東京都の指針には「避難者が避難所を運営する」という記載はありますが、一方で「地域住民である町会・自治会の協力を得る」旨の記載もあるため、同ガイドラインや指針をもとに策定している足立区地域防災計画（令和3年9月修正版）も含めて、区の方針が国や都の考え方と相違しているとは考えておりません。</p> <p>次に、避難所運営会議の方々の避難所参集時間について、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令される4～5時間前を目安としているのは、無理なく避難所の開設準備ができるようにするための配慮であり、区としては災害対策基本法の法理に反しているとは考えていません。</p> <p>最後に、令和元年台風19号を契機に改めた区の避難所運営の体制については「足立区や区民等が協力して災害に対して強靱なまちを築くこと」を基本理念としている足立区防災まちづくり基本計画に反しているという認識はないため、本計画を見直す考えはありません。</p>

(3) 第3章 職員の復興体制の整備についての意見 1件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 復興体制の整備に関すること		
4	70p 3章 職員の復興体制の整備。熊本地震等ではり災証明の簡略化などが取り上げられたことから、り災証明と見舞金の早期配布などを考えると、 <u>地元町会等との一体化した復興が都市での災害復興の早期対応になるのでは思えます。この場合、3章は「都民と一体となった復興体制の整備」として、区・区職員の役割りと合わせて地域の町会等の支援をお願いする姿勢も必要とされるのでは思います。</u>	ご意見を踏まえて、施策の表題を「区民等と一体となった復興体制の整備」、計画目標3を「被災時における復興体制の整備」、第3章第1節2の表題を「復興まちづくり訓練等の実施」に変更いたします。

(4) その他、災害対策についての意見 1件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 区の災害対策に関すること		
5	<u>荒川が決壊したら、大地震が起きたら区民はどうすればいいのか。貴方達が区民に提供できる対応をわかりやすく今から提示しておくべきです。数年前突然駅周辺にできた幾つかの電光掲示板はなんの役に立ちますか。あれ誰も見ていませんが。税金ですよ。活用してください。駅前大きな画面も定期的に災害時の対応など発するべきでは。商店街に突然現れた夏に水が噴射される仕様ですが、コロナでは消毒液など噴射することもできたのではないですか。Twitterなど他区では活用してコロナに罹った場合の連絡先や区が提供してくれる対応がわかりやすく提示されていましたが、足立区は何も届いてきませんでした。区長からも。固定資産税など高い税金を取っているのだからそれを還元してくれませんか？災害を指を咥えて待っているだけなのはあまりに無能です。よろしく願いいたします。</u>	はじめに、災害時における対応については、定期的な「あだち広報」への掲載や商業施設でのイベントなどを活用して、区民の皆様にも周知を行っております。 また、「あだち防災マップ&ガイド」や「洪水ハザードマップ」なども活用し周知啓発をしているところです。  次に、デジタルサイネージについてですが、区内9か所に設置し、震災時の帰宅困難者対策として交通情報や避難所情報などをお知らせいたします。10月7日の地震の際にも鉄道の運休状況や一時滞在施設の開設についての情報提供に活用いたしました。  平常時は区のイベント情報などを放送しております。今後、多くの方々に知っていただくために認知度の向上策について検討を行ってまいります。  また、民間で管理している駅前の大型シティビジョンの活用についても検討し、所有者に協力を呼びかけてまいります。

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア	区の災害対策に関すること	
5		<p>次に、暑さ対策として商店街が設置した装置で消毒液を噴射することにつきましては、アレルギーをお持ちの方や目に入る恐れもあるため、適さないと考えます。</p> <p>最後に、新型コロナウイルスに関する区からの情報発信につきましては、日々の新規感染者状況やワクチン接種情報などを中心に、区ホームページ、A-メール、公式LINE、Twitter、Facebook を使って随時発信しております。ご指摘にある罹患した場合の連絡先についてもホームページに掲載しておりますが、Twitter などの本文中に直接記載した情報発信は行っておりませんでしたので、今後、必要に応じて配信してまいります。区長からの情報発信につきましては、A-メールの区長ブログのほか、緊急事態宣言の発出時などは動画メッセージの配信も行っており、今後も続けてまいります。</p>